

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制 定：平成16年12月 1日

(最終改正：平成24年 9月 6日)

大熊本証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 募集等の取扱いについては、配分手続きの透明性の確保や適正な営業慣行の確立、並びに社内管理体制の確立を図るなど、お客様への公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。
 - (1) 新規公開株の場合
 - ① 新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、抽選により配分先を決定いたします。
 - ② 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。
 - イ. 個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合
 - ロ. 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合
 - ハ. 主幹事証券会社から販売委託があった場合（当社が配分する予定数量の10%を当該抽選に付すことといたします。なお、10%が1単位に満たない場合は1単位とします。ただし、配分予定数量が5単位未満の場合は抽選を中止します。）
 - ニ. 公共性の高い銘柄の販売委託があった場合
 - (2) 新規公開株以外の場合
お客様のニーズを的確に勘案した上で、お客様による申込みを中心に配分することとしています。
4. お申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。
5. 当社におきましては、お客様の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤同一のお客様への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなどのほか、適合性に基づく配分を行うこととし、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申込みはお受けいたしません。
6. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
7. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。